

令和2年度 第1回 高土区地域協議会 次 第

日時：令和2年5月21日(木) 午後7時～
会場：高土地区公民館 大会議室

延べ1時間35分

1 開 会

【2分】

2 あいさつ

【3分】

3 自己紹介

※ 1分程度で自己紹介をお願いします。

【10分】

4 議 題

(1) 地域協議会の概要について

【20分】

(2) 協議事項

【55分】

① 会長・副会長の選任について

② 地域協議会の運営方法等について

- ・ 会議の座席順
- ・ 会議の招集の請求に必要な委員の数
- ・ 会議録の確認者
- ・ 会議の開催日時
- ・ 会議の会場
- ・ 書面による審議について

③ 年間スケジュールについて

④ 地域活動支援事業について

- ・ 制度概要、採択方針、提案受付状況の説明
- ・ 審査方法の決定

(3) その他

【5分】

5 そ の 他

6 閉 会

第 1 回地域協議会の審議事項【高士区】

次第 No.	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
4 (1)	地域協議会の概要について	—	—
4 (2) ①	会長・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条	会長 1 名、副会長 1 名	会長: ___ 名、副会長 ___ 名 ・会 長: _____ ・副会長: _____ ・(副会長: _____)
4 (2) ②	会議の座席順	会長、副会長を除き名簿順	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他()
	会議の招集請求に必要な委員の数 ※設置条例第 8 条第 1 項第 2 号	3 名以上(1/4 以上) 【定数 12 名】	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> 4 名以上(1/3 以上) <input type="checkbox"/> 6 名以上(1/2 以上) 【定数 12 名】
	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第 5 条第 2 項	名簿順 (確認者のほか会長も確認)	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他()
	会議の開催日時	【開催日】 前回の地域協議会で日程を決定	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他()
		【開始時刻】 基本的に 6 時 30 分から (その都度調整して決定)	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他()
会議の会場	高士地区公民館	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他()	

次第 No.	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
4 (2) ②	書面による 審議について	規定なし	※別紙 資料No.2
	地域協議会だよりの 発行	【編集方法】 事務局で編集 【発行時期及び主な内容】 ・7月頃…地域活動支援事業 の審査結果(新委員紹介) ・1月頃…活動報告 ・2月…地域協議会活動報告 会の開催周知 ・3月…次年度の地域活動支 援事業募集要項 【配布方法】 全戸配布	※別途協議
	自主的審議の提案 方法	協議会の会議で意見を求め、 協議のうえ決定	※別途協議
4 (2) ③	年間スケジュール	—	※別紙 資料No.3
4 (2) ④	地域活動支援事業に ついて	—	※別紙 資料No.4 参考資料 1～2
5	その他	—	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

書面による審議について

1 目的

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う会議中止等の状況を踏まえ、今後も同様に会議が開催できない場合を想定し、あらかじめ諮問案件等に係る書面審議に必要なルールを定めるもの。

2 書面審議の基本的な流れ

- ① 諮問等に関する資料を委員へ送付
- ② 委員から質問を受け付け、集約して担当課へ照会
- ③ すべての質問及びその回答を全委員で共有
- ④ 各委員が諮問等に対する賛否及び附帯意見を表明
- ⑤ 賛否の集約結果及び附帯意見を含む答申案等を各委員に提示（必要に応じて正副会長等の事前確認）
- ⑥ 市へ答申等

3 書面審議を行う基準

項目	案	審議結果
実施の条件	① 以下の両方に該当する場合 ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合 ・当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合 ② ①に類するとして会長が認める場合	<input type="checkbox"/> 案のとおり <input type="checkbox"/> その他（ ）
実施の判断	・会長が決定（会長に一任） ・正副会長の協議により、会長が決定 ・過半数の委員が書面議決に賛同した場合	<input type="checkbox"/> 会長が決定（会長に一任） <input type="checkbox"/> 正副会長の協議により、会長が決定 <input type="checkbox"/> 過半数の委員が書面議決に賛同した場合 <input type="checkbox"/> その他（ ）
表 決	・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす（賛否同数のときは、会長の決するところによる）。	<input type="checkbox"/> 案のとおり <input type="checkbox"/> その他（ ）
	【附帯意見の取扱】 ・会長が決定（会長に一任） ・正副会長の協議により、会長が決定する。 ・意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする。	<input type="checkbox"/> 会長が決定（会長に一任） <input type="checkbox"/> 正副会長の協議により、会長が決定する。 <input type="checkbox"/> 意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※8月以降のスケジュールは、改めて協議のうえ決定します。

項目	詳細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
A 自主的審議	研修					○会議運営に関する研修等	適宜							
	審議						○審議テーマについての情報収集、検討			○自主的審議テーマの決定、審議	継続的に審議			
	住民との意見交換会										○高土の未来づくり懇談会の開催			
B 地域活動支援事業	令和2年度事業	○募集	○質問事項の検討及びヒアリング ○審査、採択		○採択結果の検証・課題等の洗い出し									
	令和3年度事業				(反映)					○募集要綱・採択方針等の確認(自主的審議の反映含む)				○募集
C その他 ※	協議会だよりの発行(全戸配布)				○第35号(主な内容)新委員紹介、地域活動支援事業採択結果						○第36号(主な内容)新年のあいさつ、活動状況報告	○第37号(主な内容)事前説明会の開催告知	○特別号(地域活動支援事業応募の手引き)	
	市からの諮問・報告事項等						随時							
	地域活動フォーラム(市主催)									※令和元年度は11月に開催				
	その他									※令和元年11月に「地域協議会会長会議」を開催				

★研修、審議、情報交換会等の中で見えてきた課題等を次年度の地域活動支援事業(募集要綱・採択方針等)に活かす。

(反映)

地域協議会事前説明会の開催(募集及び)

【メモ】

令和2年度地域活動支援事業 「審査の流れ」の変更について（案）

※ 委員の作業を太字で表記

■ スケジュール案1（会議を通常開催する場合）

工程	日程	作業内容	所要時間
事業提案の募集	4月1日(水)から 4月27日(月)まで	・提案書の受付	27日間
第1回地域協議会	5月21日(木)	・提案書の配布	—
提案書の確認	—	・提案内容を把握 ・疑問点や質問内容を検討	1週間程度
第2回地域協議会 (意見交換) (ヒアリング)	月 日() 6月8日(月)から 6月12日(金)の間	・全委員による意見交換 で、疑問点や質問内容を 整理 ・全事業についてヒアリン グを実施	ヒアリングは1事業あ たり10分程度
採点	—	・採点票に沿って採点	1週間程度
採点票の提出	6月15日(月)から 6月19日(金)の間	・採点票を事務局へ提出	—
採点票の集計	—	・採点結果一覧を作成	1週間程度
採点結果一覧の送付	6月22日(月)から 6月26日(金)の間	—	採点票の集計が終わり 次第
採点結果の確認	—	・採点結果一覧で採点結果 を把握	1週間程度
第3回地域協議会 (採択すべき事業の決定)	月 日() 6月29日(月)から 7月3日(金)の間	・審査により採択すべき事 業を決定	—

■ スケジュール案2（ヒアリングを書面による質問・回答に変更）

工程	日程	作業内容	所要時間
(同左)			
第1回地域協議会	5月21日(木)	・提案書の配布 ・質問票様式の配布	—
提案書の確認 質問票の作成	—	・提案内容を把握 ・疑問点や質問内容を検討 ・質問票の記載	1週間程度
質問票の提出	5月28日(木)	・質問票を事務局へ提出	
質問の集約 提案者に送付 提案者からの回答を集約	—	・提案者に質問への回答を 依頼し、回答を集約して 一覧を作成	10日間程度
回答一覧の送付	6月8日(月)から 6月12日(金)の間	—	回答の集約が終わり 次第
(同左)			
第2回地域協議会 (採択すべき事業の決定)	月 日() 6月29日(月)から 7月3日(金)の間	・審査により採択すべき事 業を決定	—

